〇 主文 太**仏**物託を棄ま

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は、「原判決を取り消す。控訴人の国民健康保険被保険者Aにかかる昭和五四年四月分の療養の給付に関する費用の請求につき、被控訴人が昭和五四年五月一六日にしたニコリン五〇〇ミリグラムニアンプルニ三回一〇四八八点の減点処分、及び同年七月一八日にした右減点を原審どおりと決定した再審査決定をいずれも取り消す。訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上・法律上の主張及び証拠の提出・援用・認否は、控訴人の主張として次のとおり付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これ(略語例を含む))をここに引用する。

「審査委員会は国保法により連合会に設置された機関であつて、同法によつて診療報酬請求権の存否・内容について審査する権限を与えられ、しかも審査を行う義務を負担せしめられている。そして、専門家である医師の診療行為の内容を対象として公益性の高い公正な判断がなされることを担保すべく、その組織についても法定されている。かかる国保法の趣旨からすれば、審査委員会の行う診療報酬の請求に対する審査は、連合会における単なる内部的な債務確認行為とみるべきではなく、すでに客観的に発生している診療報酬請求権の存否及び範囲を公権力的に判断・確認する行為であり、診療報酬請求権の行使自体が審査委員会の審査による報酬額の最終的確定に係らしめられているものと解するのが相当である。

それにもかかわらず、連合会その他の行政機関や療養取扱機関が審査結果に拘束されず、これを無視して行動してよいことになれば、国保法が審査委員会に関するる定を置いた意味はなく、診療報酬の支払に関して徒らに混乱を招くばかりである。かかる混乱を回避し、法律関係の一義的解決を図るためには、審査委員会の審査を診療報酬を確定する行政庁の最終的判断として取り扱い、不服のある療養取扱機関には、行政訴訟によつて争わしめるのが、根本的な解決手段として至当である。仮に審査自体が厳格な意味での行政処分にあたらないとしても、国民の利益擁護の必要から、これを形式的に行政処分に該当するものとして抗告訴訟の対象となることを認めても、国保法の規定・趣旨に照らし、不合理とはいえない。」

〇 理由

当裁判所も、国民健康保険診療報酬審査委員会が療養取扱機関からの診療報酬の請求に対して行う審査は、右報酬の請求を受けた連合会が、支払の前提として適正なる診療報酬額の当否を点検確認する措置にすずず、審査の結果として減点査定がなる診療報酬額の当否を点検確認する措置にすずず、審査の結果として減点査定がなるれても、法律上、療養取扱機関が取得している客観的に正当な診療報酬請求をの他の権利義務になんら不利益な効果を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対となる行政処分にはあたらないと考えるので、右と前提を異にし、本件で補財になるなる行政処分にはあたらないと考えるので、右と前提を異にし、本件書談にしている山梨県国民健康保険診療報酬審査委員会が控訴人の診療報酬にあたるとして、をの各取消しを求める控訴人の本件各訴えば、不適法となる裁決にあたるとして、その各取消しを求める控訴人の本件各訴えば、不適法と

して却下を免れないものと判断する。その理由は、原判決が理由欄において説示するところと同一であるので、これをここに引用する。

右判断は、引用にかかる最高裁判所昭和五三年四月四日判決と趣旨を同じくすると ころであり、本件についてこれと別異に解するのを相当とする理由は見出しえな い。

実際問題として連合会が審査の結果と異なる診療報酬の任意支払に応ぜず、療養取 扱機関もこれと異なる報酬の支払を受けえない結果となるのは、支払事務の委託を うけた連合会において支払うべき報酬額の確認を、当該連合会に設置された審査委員会の審査によつてすることとしている制度上当然の帰結であつて、審査の結果に 公定力が認められるためではなく、従つて、療養取扱機関から連合会に対し民事訴 訟によつて正当な診療報酬の支払を求めるにあたつては、審査の結果は何らその必 要的な前提をなすものではなく、又何らの妨げともならないのである。控訴人は、 審査が連合会の内部的な債務確認行為にすぎないとすれば、審査委員会の権限・組 織等について法が規定を置いた意味がなくなるというが、国民健康保険事業の運営 上診療報酬が適正に支払われるべく配慮することは、事業の健全な運営につとめるべき債務を負う国として当然のことであり、国は控訴人の指摘する厚生省保険局長通知その他の関係通達を通じても、診療報酬の審査が公正且つ統一的になされるよ 審査の指針を示して事業運営の指導につとめているところである。審査業務の 運用が関係通達に則つて定着したことを理由に、審査機関に対して審査の指針を示 世界が関係過程に関うてた何でたってでは出て、番目機関に対して番目が記載され したものにほかならない関係通達が慣習法化したとし、上述のように本来支払の前 提としてなされる内部的な診療報酬額の点検確認行為にすぎない審査が、慣習法の 実施として国民の権利義務を直接規制する効力を有するに至ったとする所論は、独 自の見解というほかなく、法理上も、事実上も、これを肯認すべき根拠は到底見出 しえない。減点査定に伴う一部負担金の還付に関する前掲国民健康保険課長の通知 は、審査の結果示された診療報酬額が適正な報酬額として関係者間で承認された通 常の場合を前提としてその事後処理につき監督官庁の指導的見解を表明したにほか ならないものと解すべく、法が正当な報酬額を基準として定める一部負担金の額 が、誤った審査の結果によって左右され、関係者を法律上拘束することが認められうべくもないことはいうまでもない。ここでも通知の慣習法化をいう所論も、もとより採用の限りでない。

よつて、控訴人の各訴えを却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法九五条・八九条を適用の上、主文のとおり判決する。

(裁判官 杉田洋一 横山 長 野崎幸雄)